平成２５年（フ）第４８８号
静岡市清水区渋川２丁目12番21号　静清ハイデンス103号
債務者　壽見　保幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２１５号
大阪市港区市岡元町２丁目15番17号
債務者　河野種之こと　河野　由樹
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１８号
沖縄県沖縄市字古謝1205番地の２
破産者　有限会社リーズン
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１１９号
沖縄県沖縄市字古謝1205番地２
破産者　岩下　博隆
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３１３号
札幌市白石区北郷３条４丁目７番10号
破産者　株式会社ｂｉｚ　ｃｕｅ
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３６号
札幌市西区西町南３丁目２番21号
破産者　有限会社マルサ修順薬品
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０１２号
東京都千代田区大手町１丁目７番２号
破産者　株式会社ミュージックシネマズジャパン
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０４７号
東京都練馬区大泉町２丁目54―８―304
破産者　梶山真由樹
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４号
東京都町田市つくし野２丁目10番地31
破産者　関俊文こと　關　　俊文
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９５号
東京都町田市つくし野２丁目10番地31
破産者　関よし子こと　關　よし子
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３２号
東京都府中市白糸台４丁目28番地の11パインハイム110
破産者　内藤　政美
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５８号
静岡県田方郡函南町平井570番地の１
破産者　黒瀬工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地の2418
破産者　株式会社芙蓉メデイカル
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８４５号
神戸市北区有野中町２丁目９番６号
破産者　株式会社アズ
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００号
北海道帯広市西19条北１丁目８番２号
破産者　ティー・ケー・イー有限会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１０１２号
横浜市中区吉田町10番地
破産者　日本イルミネーションシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３４４号
横浜市青葉区恩田町2061番地１
破産者　ラベンダー電子有限会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４１号
横浜市西区北軽井沢51M棟・ダイヤハイツ横濱204号
破産者　有限会社アイ・シー・イー
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７８号
金沢市保古２丁目111番地
破産者　株式会社シマツーエステート
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９号
沖縄県名護市大東３丁目21番６号
破産者　株式会社渡嘉敷組
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３号
千葉県松戸市松戸新田332番地の95
破産者　山口健一郎
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部